

社会福祉法人 西湘福社会
次世代法・女性活躍推進法に基づく行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を
策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日～ 令和7年3月31日までの2年間

2 内容

目標1 性別を問わず、職員の育休取得率を20%以上向上させ、円滑な職場復帰をサポートする。

(対策)

- 令和5年4月～ 全職員に対し、厚労省の「育休復帰支援プラン」を参考にしながら
制度の周知を図る。
- 令和5年7月～ 育休取得予定者に、厚労省の「育休復帰支援プラン」を参考にしな
がら支援計画を策定していく。